

県民健康調査（全容）



福島県「県民健康管理調査」の概要より作成

「県民健康調査」の事業の内容は「基本調査」と「詳細調査」に大きく分けられます。「基本調査」では、行動記録を基に原発事故後4か月間の県民の外部被ばく線量を推計評価し、県民の健康を見守るための基礎となるデータを把握します。

「詳細調査」には、現在の健康状態を把握するための、4つの調査や検査があります。1つ目は、2011（平成23）年3月11日時点で概ね18歳以下の全県民を対象とした甲状腺の超音波検査です。チェルノブイリ原発事故後に小児の甲状腺がんが多く見つかったことから、対象者には繰り返し検査が行われることになっています。

2つ目は健康診査です。避難区域にお住まいだった方に対して、生活環境などが変わったことなどによって生じる、生活習慣病など、その予防あるいは早期発見・早期治療につながるために健診を行います。

3つ目のこのころの健康度・生活習慣に関する調査も、避難区域にお住まいだった方を対象に東日本大震災と原発事故により生じてしまった不安やこのころの傷に対して、支援を行うための調査です。

4つ目の妊産婦に関する調査では、妊産婦を対象に、震災や原発事故によって定期健診を受けられなかったり、出産や産後の育児に関して放射能を含めたさまざまな心配を抱える方のための調査です。

これらの調査・検査などの記録は、全県民を対象に配布する「県民健康管理ファイル」に綴ってもらうことで、個人々が健康を自己管理に役立てるように促しています。また全データをまとめた一元的なデータベースを構築し、長期にわたる知見の活用に役立てられます。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

関連Q&A

- ・6章 QA1 福島県における健康管理として、どのような取組が行われているのですか
- ・6章 QA4 県民健康調査では、基本調査や甲状腺検査以外は、どのような取組が行われているのですか